

第24期佐世保市農業委員会第35回総会議事録

1 開催日時 令和5年4月27日(木) 14時30分から16時30分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(16名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	小佐々地区	松田 眞
日宇地区	磯本 安男	江迎地区	小川 憲人
佐世保地区	松永 豊吉	鹿町地区	松田 庄二
柚木地区	宮崎 敦		
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

中里地区	永田 富士夫
宇久地区	畠中 辰秀

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一

事務局次長 小長 賢二
事務局係長 田村 友哉
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第355号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第356号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第357号議案 非農地証明願について
第358号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第359号議案 農用地利用集積計画（案）について
第360号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請（案）について
第361号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第362号議案 令和5年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について
第363号議案 令和4年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について
第364号議案 令和5年度 佐世保市農業委員会事業計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 非農地通知の発出について
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第35回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。やっと選挙も終わりました。新しい市の体制も決まり、新しい市長とも同じ方向へ向いていけるように引き継いでいきたいと思えます。
次期農業委員につきましても固まってきました。このメンバーでの総会も後2回となります。その後は、新しい委員で総会を行うこととなりますので、引き継ぎ等よろしく

お願いいたします。

以上で開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の委員はございません。従いまして、現に在任する委員19名全員の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、中里地区の永田推進委員、宇久地区の畠中推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、18番 内野正実委員、19番 大宅和子委員、補充として1番 有馬秀志委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第355号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第355号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、針尾東町の2筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は2筆合計412㎡。転用目的は佐世保市立針尾小学校入口です。権利は所有権移転売買です。施設は進入路及び敷地の一部。敷地全体面積は15,782.74㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で針尾支所からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは針尾小学校から東に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.1m。切土最高7.1m。切土及び盛土にて発生するがけ面はコンクリート擁壁により土砂流出がないようにすべて保護する。日照通風は建物高を5.31m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は法34条の2に該当します。

2番、宮地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、長畑町の4筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は4筆合計2,484㎡。転用目的は建売住宅。権利は所有権移転売買。施設は建売住宅木造2階建て9棟、建築面積628.53㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で宮支所からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは宮支所から南に約530mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.55m。切土最高2.55m。擁壁に

て土留めし、法面には張芝で保護するため、隣接地には土砂は流れない。日照通風は建物高を8.25m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は条例区域に該当します。

3番、柚木地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、筒井町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕です。面積は1筆340㎡。転用目的は駐車場。権利は所有権移転贈与。施設は駐車場7台、184.8㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは柚木中学校から北に約750mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用。転圧のみを利用。日照通風は工作物を設けないことから、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要。

4番、柚木地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、高花町の2筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は2筆合計533㎡。転用目的は農業用倉庫。権利は使用貸借権設定。施設は農業用倉庫1棟、建築面積180㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは戸平田公民館から東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。砕石を敷設。一部コンクリート施工。日照通風は建物高を5.2m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

5番、相浦、九十九地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、母ヶ浦町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕です。面積は1筆480㎡。転用目的は分家住宅。権利は所有権移転贈与。施設は住宅1棟木造平屋建。建築面積106.82㎡です。併用地含め500.13㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは母ヶ浦町公民館から北東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。切土最高0.3m。周辺にブロック積を設け、土砂流出を防止するため被害を及ぼす恐れはない。日照通風は建物高を5.428m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅です。

6番、吉井地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉井町大渡の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は1筆346㎡。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買。施設は住宅1棟木造平屋建。建築面積87.63㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で吉井支所からおおよそ300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは吉井中学校から南に約150mの位置にあります。被

害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.4m。隣接地との境界に擁壁を設け、コンクリート張りで法面保護することから被害を及ぼす恐れはない。日照通風は建物高を6.3m程度に加減。排水計画、雨水は溜枘から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番5番6番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 3番、5番、6番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番柚木地区。

8番 8番小川です。4月24日に宮崎委員と現地を見てまいりました。駐車場とのことですが、今ある駐車場は墓地から離れた斜面地で、駐車には不相当だと思っていました。新たに駐車場を作るとのことです問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。小川委員からの報告のとおり山間部の険しい所にある墓地で、問題ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。以上です。

議長 それでは5番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。4月23日に富川委員と現地を見てまいりました。周りに住宅が建っておりまして、現地は作付けされておられません。問題はないと見てまいりました。以上です

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今、伊賀崎委員が言われたとおり、問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは6番吉井地区。

13番 13番水口です。4月21日に末永委員と現地を見てまいりました。周辺は宅地化し

ており、現地は休耕地です。住宅が建ったとしても周辺に与える影響は日照、通風とも問題はないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われましたとおり、住宅を建てても問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは3番、5番、6番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番、5番、6番については、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、3番、5番、6番以外の案件に移ります。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。4月25日に原委員と現地を見てまいりました。針尾小学校の改築に伴い、進入路がとても狭くて工事ができないということです。佐世保市が改築事業のため必要というのでやむを得ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

原 委員 針尾地区の原です。有馬委員が言われた通り、進入路が狭い所ですので、車とかが入るのが困難な状態ですので、やむを得ないと思っております。以上です。

議 長 それでは2番宮地区。

3 番 3番阿波です。4月23日に坂口委員と譲渡人で現地を見てまいりました。県道の山側に水田があり、現状は営農されていない状態です。両隣は住宅で、県道沿いの住宅が点在する区域になります。営農されている方はいないので、農業へ与える影響はないと見てきました。隣接する土地改良区の防除が入る可能性はありますが、周辺の理解と被

害防除計画が実施されれば、問題ないかと思えます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおりで、農地として利用される可能性はないと思ひ、致し方ないかと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは4番柚木地区。

4 番 8番小川です。4月24日に宮崎委員と現地を確認してまいりました。譲渡人と譲受人は親子で前の倉庫が手狭になったので、増築するということでした。何も問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。今言われた通りで、手狭ということでの増築です。よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、1番、2番、4番の案件つきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。1番、2番、4番の案件つきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第355号議案は許可相当として県に進達いたします。
つきまして、第356号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第356号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番柚木地区。こちらにつきましては、営農型発電事業に伴う第5条許可（一時転用）となっており、区分地上権設定のための第3条許可と、支柱部分以外の農地の利用権の設定が同時に行われることとなります。議案をまたぐ形にはなりますが、こちらについては同時に許可とならないと事業が成立しないことから、第358号議案、農地法第3条の規定による許可申請と合わせてご審議いただきますようお願いいたします。なお、

利用権設定については申請に合わせた期間の変更が事前に行われており、審議は不要となっておりますがこの場を借りて口頭にてご報告させていただきます。

では、説明に戻ります。こちらの案件は令和4年2月25日に3年間で許可がおりた案件でございます。今回の申請理由として融資を受けている銀行の質権設定期間を10年に設定したいとのことから申請があったものです。なお、前回申請時に転用期間が3年だったが、今回は下部で営農を行っている業者が新たに認定農業者になったことから10年での申請となっております。営農型発電事業は、土地所有者の農地を発電事業者が借りて一部に支柱を立てて太陽光発電事業をおこないます。支柱とつながる空中部分には、発電事業者がパネルを設置します。土地の耕作部分は営農を行う一般法人が所有者から借り受けて、ハランを栽培します。

借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の6筆のいずれも一部。地目は、登記田、現況畑。面積は1.3314㎡です。転用目的は営農型発電施設。権利は、賃借権設定、10年間です。施設はパネル支柱262本、引き込み柱6本。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地です。

参考事項としまして、こちらは柚木小学校から東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、パネル高を加減、3m程度。排水計画、雨水は自然流下、水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、太陽光発電事業を終了したときに、太陽光発電設備の撤去を行い、整地をしております。

続いて、第358議案の説明を行います。5ページをお開きください。第358号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について、先行してご説明いたします。こちらは、営農型太陽光発電設備設置に伴う、区分地上権の設定にかかる申請です。設定人、被設定人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町6筆。地目は、登記田、現況畑。面積は6筆合計3,798㎡です。農用地区域で、権利の種類は区分地上権設定です。事業計画の内容は、当該地で営農型太陽光発電所を設置し発電事業を行う。当初3年の許可を得ていたが、転用許可を10年で取り直すため、合わせて地上権設定を行うもの。こちらの案件の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書に該当します。詳細は記載のとおりです。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明があったとおり、第356号議案については、358号議案の1番と合わせて審議することといたします。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番柚木地区。

8番 8番小川です。4月24日に八並会長、宮崎推進委員と事務局職員3名で現地を確認してまいりました。昨年2月に審議した案件であります。太陽光パネルの支柱、引込柱の基礎部分が転用で、太陽光パネルの下部ではハランが栽培されるということです。農振地域であり、特に問題はないと思って見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。今、説明がありました通りで、基盤整備に囲まれた真ん中です。営農型ということで、何年も苦勞して準備されていたので、ぜひ営農を開始していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございましたか。

1 5 番 1 5 番西尾です。営農型の太陽光で、国も農業委員会が管理と決めているようですが佐世保市としての基準を作っておかないと、他の営農型もありますし、今後営農しているかどうか見分けようがないと思います。営農型の場合 8 割以上の収量を得ないといいませんので、施肥や管理、実際の出来具合を把握する指標を作る必要があると思いますが、どうですか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 収量に関する規定は、国である程度定められていますが、具体的な基準については定められていないのが現状です。作物によって管理の仕方が違ったり、技術的な基準でどこまで定めるのが難しいので、国もおおまかな基準で示すのみとなっています。その中で知見を有する者の書簡には、毎年の耕作状況を記載する欄がありますので、書いてもらう形になります。知見を有する者いわゆる技術者が業者から依頼を受けて作成するので、中立的な立場に立っているのかは、確認する側、農業委員会と県で確認しなくてはなりません。品目によって管理の方法等は、耕作する側の自由にかかわる部分なので、細かくは定められなくても、ある一定どういう状況が望ましいと事務局や委員さんが判断するか、県の方とも協議をしながら、ある程度の方針を立てるぐらいならできると考えます。始まったばかりで、更新のタイミングが来ていないので、これから 3 年とかの更新のタイミングで現状をどう判断するか、どの県も手探りでやっていくことになると思います。国からの通知や技術的な指導と合わせて、県とも協議して、現地も見てもらって、更新の際にどういう所を見ていくか、検討していきたいと思っております。

1 5 番 1 年目の成績を基にして増えればいいんです。それが増えなかったらだめだと思います。平均収量はだいたい分かるはずなので、1 年目はどれくらい採れるか、2 年目が極端な話、半分になったら営農型にする意味がないのではないかと思います。

事 務 局 技術的な基準で、飼料作物や米など代表的な品目であれば反当りの平均収量の基準はあります。それが無い場合、どういう所で見ることが難しい。単年で収量が一定の場合は判断しやすいが、一定の収量まで年数を要する場合、当初の何年かはそもそも収量がない計画もあります。品目に応じて、計画通りでなければ確認、指導はできるので、営農が適切に行われているか判断していきたいと思っております。

1 5 番 肥培管理をどうしているかとかを出させる必要があるし、地域の農業委員が確認しないといけないと思う。確認する指標を出していただきたい。それがないと農業委員は確認ができない。平均値が分かる指標を作ってください。

事務局 指標と言うと反当りの収量や肥料になるが、どういう管理をしているかの確認で、計画通りでない場合に、肥料が足りていないのではないかとかを見ていくことは必要と思います。作付けに関する報告が上がってきたタイミングで、地元委員さんと書いてあるとおりか相談させていただきたい。一律の指標を作ると、「指標通りしています。」と言われたらそれ以上言えなくなる。それよりも向こう側から出させて、できていないときに追及できる方がいいのではと考えています。数字を作るのではなく確認の方針を立てるべきと考えていますので、内部で協議をさせていただきたい。

1 5 番 1日も早くお願いします。

議長 まだ始まったばかりなので、今後色々なケースが県内でも出てくると思います。心配な件、特に宇久はあると思います。宮崎委員が言われた通り、営農を開始していただきたい思いもあるでしょうし、委員も代わりますから、営農型の確認等は簡単ではないと思います。県とも協議しながらやっていきたいと思います。ほかに何かご意見等ございませんか。

9 番 9番牟田です。第356号議案の借受人と耕作者との関係、借受人は農業者なのかどうかをお願いします。

事務局 借受人は、パネルを設置する業者で農業者ではありません。耕作者は昨年申請を出した時と社名が変わっておりますが、実態は同じです。

9 番 農業法人ですか。

事務局 そうです。

9 番 譲受人と耕作者が違うのですか。

事務局 3条の区分地上権についてですが、耕作する権利を法人に貸す地上権ではなく、ポールと屋根の部分の利用を担保するための地上権です。電線の権利と似ています。耕作の方は、別途基盤強化促進法で法人と地権者で結んでいますので、耕作に当たらない部分の権利となります。

議長 ほかに何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。当初3年の許可だったのはなぜなのか、10年になったのはなぜなのか。10年だと更新も先になる。太陽光がブームになった時の売電単価が40円ぐらいだったが、今20円切っている。その中でこういう計画が実際に利益を得られるのか審査はされていると思いますが、今のエネルギー事情でどうなのか。太陽光パネルの焼却処分では相当お金がかかると思うので、有害物質がそのまま垂れ流しで土壤に染み込む可能性は今までも言われてきた。

議 長 事務局何か分かりますか。

事務局 まず一時転用の3年間は、営農型に限らず期限となっています。その後に、耕作者が認定農業者となり、10年の許可が可能となりました。単価については固定買取が20年で、当初の契約が30何円でした。その後の単価については確認しておりません。売電収入から少しずつ積み立てをするような制度になっておりますので、積み立てから撤去費用に充てることになります。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

15番 15番西尾です。売電価格は認定を20年とか受けていれば、その当時の価格で買い取られるのですが、2022年ぐらいに契約したものは、九電が7円と決めているのでそれ以上高くないと思います。新電力が買えばいいですが、九電は7円なので採算は合わないと思います。売電価格からの積み立ても、10年で倒産したら半分しか積み立てられないので、その問題もある。最後までできるだろうということでしょうけど、もう少し慎重に数字を確認しながらしないといけないのではないかと思います。認定農業者になったから10年となっていますが、認定農業者はどうやってなったのか。実績もないのになること自体がおかしいのではないかと。佐世保市の認定の仕方がおかしいのではないかと。

議 長 認定農業者の認定は、農政課ですか。

事務局 西尾委員の懸念も分かるのですが、認定農業者の制度が実績なくても市に農業経営改善計画を出す形なので、今からする方は計画を見て判断する形になっています。認定農業者の制度には利点もあるのですが、ご意見があるのは当然だと思います。上柚木町の件に関しては佐世保市が関わっていない形での認定がされています。というのは、認定の仕組みとして佐世保市で経営する場合は、佐世保市が計画を見て認定します。長崎県内の他市と一緒にいる場合、県が総括して経営改善計画の認定をして通知を出します。県を跨ぐと九州農政局が認定します。元々は岐阜の会社で、岐阜で認定を取っている。長崎県内でも土地を持っている。地方を跨いだ場合どうなるかということ、農林水産省が大臣名で認定をされます。いままでの経営の状況等で農林水産省から全国的な認

定をもらっていることもあって、我々としては手が出せないところで認定農業者になられています。補足の説明とさせていただきます。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。よって、第358号議案の1番について、許可することとし、第356号議案については、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第357号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 第357号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は三川内本町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は62㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはJR三河内駅から東に約50mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は大宮町の1筆。登記地目宅地、現況雑種地。面積は222.11㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは牛買稻荷口バス停から南に約240mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2に該当します。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。4月22日に迎推進委員と現地を確認してきました。水路と住宅に挟まれた土地で、農地に戻ることはないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。現地は進入路もなく、住宅に囲まれて農地と言える状態ではありませんでした。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは2番日宇地区。

6 番 6 番浦です。4 月 2 3 日に磯本推進委員と現地を確認してきました。市街化区域で元々宅地だった所を畑にして、今は畑ではなく整地している状態となっています。問題はないと思っております。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われた通り、周辺には全く農地はなく、住宅ばかりの中なので問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは何かご意見等ございませんか。

4 番 4 番中里です。2 番の現況が雑種地で課税が畑なのはなぜですか。

事務局 議案にも記載していますが、課税側は現況を見て畑として課税されている。

議 長 ほかには何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。よって、第 3 5 7 号議案について非農地証明を交付することとします。

続きまして、第 3 5 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第 3 5 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。先ほど 1 番の案件の審議は終了しましたので、残りの 2 番、3 番についてご説明いたします。

2 番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、吉井町田原の 2 筆、地目は登記田、現況田。面積 2 筆合計 5 7 2 m²、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

3 番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、吉井町乙石尾、地目は登記田、現況田。面積 3 4 m²、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。本案件は、付近の市道の橋の工事に伴い、譲受人が耕作する田に含まれる里道の払い下げが行われることとなったものです。現況が田となっていたことから、分筆した際に佐世保市所有の田となったことから、所有権移

転に農地法第3条の許可が必要となっております。

2件とも、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。4月27日に末永委員と現地を確認いたしました。2番は、水田を水田として所有権の移転が行われるとのことで、周りの状況を考えても何ら問題ないと見てまいりました。

3番は、複雑な経緯を経て佐世保市からの贈与となっております。おそらく50年ほど前に山崩れがあった場所で、それによって小峯川の河川の境界が移動しております。それに関連して道路の位置や農地の位置が変わり、道路と農地の交換が行われたのではないかと思います。贈与を受けた本人は、前から農地として利用していたが、所有権移転がまだなされていなかったもので、今回佐世保市から贈与となったようです。問題となる所ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。今、水口委員が言われたように問題はないことを確認しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは2番、3番につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。よって、第358号議案の2番、3番について、許可することといたします。

続きまして、第359号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第359号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。利用権の設定は、針尾地区4件、宮地区1件、三川内地区13件、早岐地区2件、皆瀬地区3件、世知原地区2件、宇久地区6件、江迎地区3件の合計34件、所有権の移転が針尾地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積

に關与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第359号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第359号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願ひます。
次に、第360号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第360号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。はじめに、農地中間管理機構が借り受けた農地を転貸する場合、これまででは中間管理機構から意見照会があっていましたが、令和5年4月1日付けの法改正に伴い農業委員会が農用地利用集積等促進計画の作成を機構に対して要請する必要が生じております。そこで議題名を「農用地利用配分計画(案)」から「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)」へ変更し、機構に対し促進計画(様式5-2)を定めることを要請するものです。また、長崎県農業振興公社の理事長が平田理事長から浦理事長に替わっております。
それでは議題に移りたいと思います。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)につきまして、宮地区3件、柚木地区1件、鹿町地区2件の合計6件が計画されています。こちらを、佐世保市長より、農業委員会に対して、情報提供を受け、機構に対して促進計画の策定を要請するものです。なお、5番の鹿町地区の案件について、関係する委員がおられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 今まで配分計画と言っていたものが、名称を変えております。内容は同じですか。

事務局 はい、同じです。

議 長 それでは5番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願ひます。該当委員は一時退席願ひます。

～委員退席～

議 長 5 番につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。5 番の案件は、承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、5 番以外の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。第 3 6 0 号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会
の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして第 3 6 1 号議案 農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)
について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 6 1 号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)に
ついて、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につ
きまして宮地区 8 件、三川内地区 1 件、早岐地区 1 件の合計 1 0 件の申し出がありました。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数でございます。第361号議案は、すべて承認されましたので（案）を削除願います。

続きまして第362号議案 令和5年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について事務局説明より説明をお願いします。

事務局 はい、第362号議案 令和5年度 佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について説明いたします。農地の利用状況調査は、調査の期間等について実施要領を定めて実施しており、今回の議案はその令和5年度版の実施要領となります。抜粋して説明いたしますが、今回触れなかった項目については、各自、ご一読ください。

それでは、総会議案の19～20ページをご覧ください。第2条です。5月から8月を農地パトロールの重点実施期間と設定しています。特に、7月に委員及び推進委員共に交代する地区については、交代までに可能な限り調査を終えていただくようお願いいたします。

次に、第5条です。必要に応じて、地域の農地事情に精通している方、協力員を設置できるとしています。なお、条文中に別途決定するとしている協力員の活動手当単価は、1時間あたり1,100円の見込みで、予算金額の範囲内で支給できます。今後協議していく中で、単価が1,100円ではなくなった場合は、お知らせいたします。協力員を設置する場合は書類の提出が必要です。提出書類については後ほど説明いたします。

次に、第6条です。利用状況調査の際に携行していただくものを書いてあります。農地パトロール3点セットのうち、マグネット板と農業委員会腕章については、委員が交代する地区では交代される時に後任者に引き継ぎをお願いします。キャップについては、必要に応じて新しいものを準備する予定です。

抜粋して説明しましたが、今後、全国農業会議所から今年度の農地パトロール実施要領が送られてくると思います。重要な変更点がありましたら、必要に応じて本要領の変更について、ご審議いただくこととなります。実施要領（案）については以上です。

続きまして当日配布の補足説明資料をご覧ください。1農地利用状況調査です。調査完了期限は8月25日です。主な調査項目、注意点等を、補足説明資料の2ページから4ページの利用状況調査の留意事項について記載しています。後日、ご一読ください。

今年度からタブレットを使用して調査を行っていただくことになっています。現時点で分かっている事としては、タブレットでは、国土調査が終わっていない地区は、A3の地図に載っていたような範囲が示されず、ピンによる位置表示となります。タブレット画面のピンイメージをお手元にお配りしています。調査状況により、ピンの色が異なるようです。特に、国土調査が終わっていない地区で、農地の範囲、形を確認するためにA3地図を参考資料としてお配りする予定です。ただし、このA3地図は、国からの交付金が減額されるため、去年、みなさんが記入された調査結果がそのまま記入されたものとなっています。

また、タブレットにはA3地図での黒斜線の転用や赤格子の非農地通知発行済み情報は表示されないため、転用、非農地通知済みの情報もA3地図でご確認いただくことに

なります。今後の予定として、次回5月総会時に、委員へのタブレットの貸与及び長崎県農業会議の担当者によるタブレット操作研修を行っていただく予定です。事務局を対象とした操作研修は、連休明けに予定されています。

なお、5月総会前に調査いただいて、その結果を、タブレットを受け取られた後にご自宅でまとめてタブレットに入力するということが可能です。5月総会の時にA3地図をお配りする予定ですが、A3地図を早めに受け取りたいという方がいらっしゃいましたら、事務局までご足労いただくか、連絡便でお近くの支所等に送れますので、ご相談ください。タブレットで調査をしていただくことで、便利になることや不便になることがあるとは思いますが、ご協力をお願いいたします。

話を元に戻します。1ページに戻りまして、2協力員についてです。地域の農地事情に精通している方に、必要に応じて調査をお願いすることができるというもので、その際に使用する推薦書や承諾書の記入例を5～6ページに記載しています。農業委員からの推薦といった形になりますので、農業委員の署名による推薦書をご提出いただきます。推薦書と協力員からの承諾書については、2枚セットで事務局担当者に、5月26日（金）までにご提出をお願いいたします。期限厳守をお願いします。なお、推薦書は委員の押印は不要ですが、承諾書には協力員の押印が必要です。

1ページに戻りまして、3利用状況調査の報告書についてです。利用状況調査を行っていただきましたら、農業委員・推進委員は毎月ご提出いただいている活動報告書を、協力員においては利用状況調査報告書にその内容を記入し提出をお願いします。7～8ページにそれぞれ記入例を記載していますのでご確認ください。推薦書、承諾書、協力員用の調査報告書の用紙については、お手元に配付しておりますので、ご確認ください。

1ページに戻りまして、4農地利用状況調査に係るスケジュールについてです。調査実施以降のスケジュールを記載しております。利用状況調査の結果、A判定となった農地は意向調査を行う必要がありますので、利用状況調査結果のとりまとめ、集計を急ぐ必要があります。お忙しいなか大変お手数ですが、皆様のご協力をお願いいたします。以上、説明を終わります。タブレットに関する説明も併せていたしましたが、今回の説明の主な目的は、議案の実施要領（案）についての内容になります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 今回タブレットの利用で、5月に研修があるということですが、委員が代わる地区もあり、ご苦労があるかと思えます。何かご意見等ございませんか。

原 委員 針尾地区の原です。地籍調査が終わってない所はA3の地図とのことですが、旧佐世保市はA3の地図ばかりなのですか。

事務局 地図はみなさんにお配りするのですが、入力にはタブレットになります。A3の地図はあくまで農地の形とか、転用状況、非農地通知の発出状況を確認するための参考資料的な位置づけのものになります。以上です。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

2 番 2番北村です。タブレットに直接入力していいですよ。現場に行かないといけませんか。

事務局 タブレットには航空写真が表示されますが、いつの時点のものか把握していません。基本的には現場にタブレットを持って行って判断、入力となりますが、これまでの活動で行かなくても分かる場所は、ご自宅で入力が可能です。以上です。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

2 番 タブレットは全員分あるのですか。

事務局 各地区1台です。

2 番 絶対必要なのですか。

事務局 国の方針で、タブレットを利用して調査をするようになっております。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

松田委員 鹿町地区松田です。早速現場に入って調査をする時期になるのですが、早く一式いただけませんか。

事務局 タブレットはまだ設定が終わっておらず、充電もまだです。

松田委員 今分かっている場所を室内で入力した後で、残りを現地に行くのがいいのではないかと。

事務局 タブレットの仕組みと今まで地図は全く別ものです。今言われたデータを乗せることはできません。可能な方法はないか内部で調べたができないということでした。タブレット上で入力する項目があるのですが、ピンが打ってあるので一つ一つ開いて入力する形になります。例年申し上げておりますが、Aの所を見ていただきたい。地図をお配りする理由が、Aの緑色の所をまず調査していただく作戦は変わりありません。

可能であればタブレット上でルート設定が可能なようです。ただ、Aの所だけを選定するのが困難で課題となっております。町ごとで農地を抽出してルート設定をすることは可能です。なかなか技術的な問題で壁があります。タブレットを導入したものの今までと全く違います。建前は農林水産省から全農地を見るよう言われているのですが、なんとか調査する方法を効率的にしたい。事務局も研修を受けていないので、勉強しながらやっていきたいと思っております。本当にご迷惑をおかけします。よろしくご願

たします。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

1 3 番 1 3 番水口です。去年調査した結果がタブレットにあるのですか。

事 務 局 A判定として皆さんに調査していただいた農地について、所有者に対して意向調査を行っています。意向調査でここは農地だと申出があった場所はそちらを優先しています。タブレットにはその情報が反映されるようになっています。以上です。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。第362号議案は、承認されましたので(案)を削除願います。

続きまして、第363号議案 令和4年度 佐世保市農業委員会事業報告(案)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第363号議案 令和4年度事業報告についてです。議案は当日配布で別冊となっております。それでは、第363号議案 令和4年度事業報告について、ご説明いたします。議事時間短縮のため、読み上げについては割愛させていただき、説明を簡略いたしますのでご了承ください。

第363号議案の1ページをお開きください。I会議についてです。1総会の開催状況を1ページから5ページに記載しています。審議案件の件数については、5ページの表のとおりです。次に、2小委員会については、4つの小委員会を設置し活動しました。(1)農政対策推進検討委員会、(2)情報提供対策委員会、(3)農地利用最適化対策委員会、(4)農業者年金推進対策委員会において、それぞれ6ページ記載のとおり協議をしました。

次に、II事業です。7ページをお開きください。1農地等の利用の最適化推進業務についてです。(1)担い手への農地集積・集約化の実績は7ページ、8ページに記載のとおりです。(2)遊休農地の解消は、利用状況調査及び意向調査を記載のとおり実施しました。これらの促進に活用した、認定農業者農地集積助成金ですが、8ページに記載のとおり執行状況となっております。(3)新規参入の促進活動については記載のとおりです。

9ページをご覧ください。2農地の無断転用の防止については、無断転用防止チラシを市内に配布し、「広報させぼ」8月号に啓発記事を掲載しました。3農業者年金業務に関しましては、4年度は加入者が6人とどまり、目標の7人に達しませんでした。4広報活動、5家族経営協定締結推進、6国有財産の管理事務についての活動及び実績は9ページ、10ページに記載のとおりです。

最後に、Ⅲその他です。1全国農業新聞普及拡大、2佐世保市認定農業者協会との意見交換会、3令和4年度地区別農業委員等研修会、4令和4年度農業委員会視察研修について、記載のとおり実施しております。以上が、令和4年度佐世保市農業委員会事業報告です。

なお、例年は、農業委員会の「活動の点検・評価（案）」及び「活動計画（案）」につきましても、本議案と同時に上程しておりましたが、制度改正により、令和5年度の「活動計画」の部分については、先月、「令和5年度の最適化活動の目標の設定等」として、前倒しでご審議をいただいたところです。一方で、令和4年度の「活動の点検・評価（案）」につきましても、制度改正があつておまして、来月の総会で改めてご審議いただく予定としております。多少本議案からは話がそれた部分もありますが、補足としてご説明申し上げます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。第363号議案は、承認されましたので(案)を削除願います。

続きまして、第364号議案 令和5年度佐世保市農業委員会事業計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 引き続き、第364号議案 令和5年度農業委員会事業計画(案)について、ご説明いたします。別冊の第364号議案の1ページをお開きください。前段に農業情勢や基本的な考え方を記載しております。I会議等について、1総会は毎月1回、27日を基準として開催いたします。2役員会は、会長・副会長において必要に応じ開催いたします。

次に、2ページをお開きください。3小委員会については、4つの小委員会を設置し検討・協議をしていきます。各小委員会の第一回目の開催は5月の総会終了後に実施したいと考えております。研修会については、必要に応じ開催していきます。次に、II農地等の利用の最適化の推進に関する意見書提出についてです。必要に応じて、協議のう

え行政機関等に意見書の提出を行うこととしております。Ⅲ事業について、1 農地等の利用の最適化推進業務では、(1)担い手への農地集積・集約化を目的とした①利用関係の調整と利用権設定の推進、②中間管理事業との連携活動、③地域計画(人・農地プラン)の話し合いへの参加を行っていきます。

次に3ページをお開きください。(2)遊休農地の発生防止・解消については農地の利用状況調査・意向調査を実施していきます。また、再生困難な農地については、適正に非農地通知を発出いたします。(3)新規参入の促進活動については、関係機関との連携を図りながら相談対応を行ってまいります。2 農地の無断転用の防止については、(1)農地パトロール、(2)無断転用防止の啓発、(3)無断転用の指導強化の活動を例年どおり行っていきます。

次に4ページをお開きください。3 農業者年金業務については、(1)加入推進、(2)現況届、(3)相談会などの各事業を行っていきます。4 広報活動については、農業委員会だよりを発行し、情報提供を図っていきます。

次に5ページをお開きください。5 家族経営協定締結推進については、本年度も目標を5家族とし、締結に向けて推進していきます。6 国有財産の管理事務については、年1回の現地確認を行い、適切に管理していきます。次に、Ⅳその他ですが、1 全国農業新聞普及拡大については、委員1人あたり1部以上の新規購読確保を推進していきます。年間の購読目標部数は236部としています。

次ページ以降に、参考としまして、県内の重点活動数値目標、農業者年金新規加入者数目標、全国農業新聞購読部数目標値を載せております。本事業計画中の目標数値は、これらの数値目標から設定させていただいております。以上が、令和5年度佐世保市農業委員会事業計画でございます。

議 長 何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございます。第364号議案は、承認されましたので(案)を削除願います。

続きまして、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告

について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告
について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 非農地通知の発出について
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいた
します。以上です。

議 長 今回から非農地通知が議案から報告へ変更となっておりますので、ご確認ください。報
告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いし
ます。

事 務 局 【令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答について】
【令和6年度農林関係税制改正要望に関する調査について】
【佐世保市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員応募状況について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第
35回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。